

特定建設作業の開始の7日前（㊟届出は実質8日前まで）までに2部（正本とその写し）を提出してください。添付書類①付近の見取り図 ②工程表 ③使用する機械の仕様書又はカタログの写し

記入例

特定建設作業実施届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

茅ヶ崎市長 殿

法人にあっては 神奈川県〇〇市〇〇—〇〇
所在地、名称、及び 届出者 株式会社 〇〇
代表者の氏名電話番号 代表取締役 〇〇 〇〇

該当する法令に丸を付けてください。

特定建設作業を実施するの~~で騒音規制法第14条第1項（第2項）~~の規定により、次のとおり届け出ます。
~~振動規制法第14条第1項（第2項）~~

建設工事の名称		〇〇〇〇邸新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		鉄筋コンクリート造			
特定建設作業の種類 (該当番号に○印)	騒音規制法		振動規制法		
	1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業（アースオーガ併用を除く。）	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く）を使用する作業	
	2	びょう打機を使用する作業			
	3	さく岩機を使用する作業			
	4	空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるのものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	2	ブレイカー（手持式のものを除く）を使用する作業	
	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラント設けて行う作業	3	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	6	バックホウを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が70kw以上のもの。)	4	舗装版破砕機を使用する作業	※受理年月日
	7	トラクターショベルを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が80kw以上のもの。)			
8	ブルドーザーを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が40kw以上のもの。)				
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様		騒音規制法		振動規制法	
		油圧式ブレイカー		油圧式ブレイカー	
特定建設作業の場所		茅ヶ崎市茅ヶ崎〇〇—〇〇			
特定建設作業の実施の期間		自 令和〇年 〇〇月 〇〇日		〇〇日	
		至 令和〇年 〇〇月 〇〇日		〇日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始	作業終了	作業日	実働時間
		自 8 時	至 1 7 時	平日	8 時間
騒音・振動の防止の方法		現場周囲に養生シートを設置する。住民説明会を実施した。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		住所 神奈川県△△市〇〇—〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		株式会社 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		神奈川県〇〇市〇〇—〇〇 株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇			

該当する機械の名称や型式を書いてください。

◎ 付近の見取り図、工事工程表を添付し、工事開始の7日前までにこの届出を提出して下さい。

※ 注意事項は次頁のとおり。

特定建設作業に関する注意事項

1. 作業時間の制限は次のとおりです。

1号区域（2号区域以外の区域で工業専用地域を除く区域）	午前7時～午後7時
2号区域（工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域）	午前6時～午後10時

2. 1日における延べ作業時間の制限は次のとおりです。

1号区域	10時間以内	2号区域	14時間以内
------	--------	------	--------

3. 同一場所における連続作業日数の制限は次のとおりです。

1号区域	6日以内	2号区域	6日以内
------	------	------	------

4. 日曜・休日における作業は禁止されています。

5. 着工前に近隣住民に工事の内容、期間、作業時間等を十分周知してください。

6. アスベスト、PCB等の発生が予想される場合は、別途届出等が必要となりますので、事前に県へ相談してください。

7. 本届出様式は茅ヶ崎市提出用専用です。また、法律の届出書も使用出来ます。